

○財務省令第三十五号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和二十七年政令第二百二十五号）第十五条の規定に基づき、アメリカ合衆国軍隊の構成員等の免税輸入物品の譲渡申告書等の様式を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の免税輸入物品の譲渡申告書等の様式を定める省令の一部を改正する省令

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の免税輸入物品の譲渡申告書等の様式を定める省令（昭和三十二年大蔵省令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める

o

別紙二	改 正 後
別紙二	改 正 前

輸入(譲受)申告書

別紙様式P.第134号

輸入(譲受)申告書

Declarant (Customs House)

申告年月日

届出年月日

届出場所

届出支店

届出支店

届出支店

届出支店

届出支店

届出支店

届出支店

届出支店

届出支店

届出支店

届出支店

届出支店

届出支店

届出支店

届出支店

届出支店

届出支店

届出支店

届出支店

届出支店

届出支店

届出支店

届出支店

届出支店

届出支店

届出支店

届出支店

届出支店

届出支店

届出支店

届出支店

届出支店

届出支店

届出支店

Table with columns for Commodity Description, Net Quantities, C.I.F. Value, and various tax rates. Includes a section for Declaration and a signature line for the Declarant.

輸入(譲受)申告書

別紙様式P.第134号

輸入(譲受)申告書

Declarant (Customs House)

申告年月日

届出年月日

届出場所

届出支店

届出支店

届出支店

届出支店

届出支店

届出支店

届出支店

届出支店

届出支店

届出支店

届出支店

届出支店

届出支店

届出支店

届出支店

届出支店

届出支店

届出支店

届出支店

届出支店

届出支店

届出支店

届出支店

届出支店

届出支店

届出支店

届出支店

届出支店

届出支店

届出支店

届出支店

届出支店

届出支店

届出支店

Table with columns for Commodity Description, Net Quantities, C.I.F. Value, and various tax rates. Includes a section for Declaration and a signature line for the Declarant.

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。